

## 鳥取県告示第 110 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年3月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成19年1月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

植村 ゆかり

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市法勝寺町110

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害がある人たちに、いつまでもこの地域での安心できる生活と、より良い福祉サービスや魅力ある社会資源を提供できるよう研鑽し、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。